

JMB ローソン Ponta カード Visa 特約

第1条（カード発行者等）

1. JMB ローソン Ponta カード Visa（以下「本カード」という）は、日本航空株式会社（以下「日本航空」という）と株式会社ローソン（以下「ローソン」という）および、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という。以下、日本航空、ローソンおよび当社を併せて「各社」という。）が提携して当社とローソンが共同し発行するものです。

第2条（カード規約）

1. 本特約に定めない事項については、ローソン Ponta カード規約、JAL マイレージバンク（以下「JMB」という）一般規約および諸規則等によるものとし、本特約、ローソン Ponta カード規約、JMB 一般規約および諸規則等が重複する規定については、本特約が優先されます。
2. 本カードの機能のうち、「ローソン Ponta カード」機能については、本特約、ローソン Ponta カード規約が適用され、「JMB 機能」については、本特約、JMB 一般規約および諸規則が適用されます。

第3条（会員資格）

1. （1）入会には、JMB 日本地区会員資格を有していることが条件となります。なお、JMB 日本地区会員の方は、JMB に対して提出している氏名・生年月日・住所・電話番号・JMB お得意様番号などの情報について、当社が日本航空に対して問い合わせを行います。
2. （2）お申込み時に、JMB 日本地区会員資格を有していない方は、入会と同時に JMB 日本地区会員として登録されます。

第4条（本カードの申込み・発行）

1. 申込み本特約、ローソン Ponta カード規約、JMB 一般規約および諸規則等を承認の上、必要事項を漏れなく記載した正規の申込み書類に各社の指定する公的機関が発行する証明書等の本人確認書類を添付したもののご提出をもって本カードのお申込みとさせていただきます。
2. 発行前項のお申込みを頂いた方で、各社が本カードの利用を認めた方を本カードの会員（以下「本会員」という）とし、本カードの発行をいたします。

第5条（Ponta ポイントないしマイルへの交換）

1. 本カードの利用により積算されたローソン等の企業を参加企業とする株式会社ロイヤリティマーケティング（以下「LM 社」という）が提供する Ponta ポイントないし日本航空が発行するマイルは、本会員自らローソンおよび日本航空が別途ご利用の手引きなどに定める手続きに従い申し出ることにより、Ponta ポイントからマイルへ、またはマイルから Ponta ポイントへ交換することができます。その際、年会費や手数料は発生いたしません。

2. 前項に定める Ponta ポイントからマイルへの交換およびマイルから Ponta ポイントへの交換に際しての条件や交換比率は、LM 社、ローソンおよび日本航空が別途定めるところによるものとします。
3. Ponta ポイントからマイルへの交換を取り消して、交換済みのマイルを再び Ponta ポイントに戻すこと、または、マイルから Ponta ポイントへの交換を取り消して、交換済みの Ponta ポイントを再びマイルに戻すことはできません。

第 6 条（Ponta ポイントおよびマイルの取消）

各社は、本会員が以下の各項のいずれか一つに該当する場合、それまでに正当に積算・移行されたものを含めすべての Ponta ポイントまたはマイルを取り消すことができるものとします。また、それにより各社が損害を被った場合は、当該会員に対しその賠償を請求することができるものとします。

1. 当社に対する債務の履行を一回でも怠った場合
2. 本会員資格を喪失した場合
3. 本特約、ローソン Ponta カード規約、JMB 一般規約および諸規則等に違反する行為が認められた場合
4. その他、各社が本会員として不適当と認める行為があった場合

第 7 条（カード発行手数料）

本会員は、当社に対し当社の定める本カードの発行手数料およびその消費税等を、ローソン Ponta カード規約第 8 条に定めるお支払い方法によりお支払いいただきます。本カードの発行手数料は、本カードの解約又は会員資格を喪失した場合、事情の如何を問わずお返しいたしません。

第 8 条（届出事項等の連絡方法）

会員は届出事項の変更または本カードの紛失、盗難等の届出または退会の届出の際に当社ならびに日本航空にそれぞれ連絡するものとします。この場合所定の手続きを行なうものとします。

第 9 条（会員資格喪失等の取扱い）

ローソン Ponta カード規約第 24 条に基づき本会員資格を喪失等した場合、ローソン Ponta カード（ポイントカード）の発行はいたしません。ただし、当該会員が「JMB」会員資格を満たしている場合は、日本航空の定める手続き完了後、「JMB」会員資格を維持することができます。

第 10 条（特約の変更）

本特約は、事前の予告なしに変更・改定がなされる場合があります。その場合は、諸媒体を通じて速やかに告知いたします。